

# 市民参加実施予定シート

**予 定**  
 平成27年2月1日時点

担当課( 介護支援課 )

## 1 市民参加の手續 実施予定について

通称	地域包括支援センターの基準を定める条例の制定	市が考える 市民等への影響	<メリット> 地域包括支援センターの従事者の員数や介護予防事業所の人員、設備、運営等を市町村の裁量で決定することができることにより、地域の実情に応じた体制を整えることができる。
名称	流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例 流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例		
概要	第3次地方分権一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)に基づき、地域包括支援センター、介護予防支援事業所の指定基準を条例で定める。		

### (1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

### (2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					
	実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
複数 実施	審議会等	H26.6/17、7/15、8/5	審議会委員(有識者、地域活動団体代表等)	福祉施策審議会	・審議会 専門的な見地からの調査や審議、意見を聴取する必要があると考えたため  ・パブリックコメント 時間や場所等に拘束されず、意見表明ができるため、幅広い市民から意見聴取が可能と考えたため  ・時期 平成27年4月からの施行に向け、12月議会へ条例案を上げる予定であるため、下記(3)の日程とした。
	パブリックコメント手続	H26.9/1～9/30	全市民等	特になし	
	意見交換会				
	公聴会				
	政策提案制度				
その他					

### (3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成25年度		平成26年度												平成27年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
				↔ 審議会(諮問・答申)			↔ パブリックコメント								

### 2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
市民参加の手法	平成27年2月1日	パブリックコメント実施時期を変更追加、審議会の予定時期を追加			
事業名称の変更	平成27年2月1日	通称、名称を追加			